

## 議案第3号

高根沢町都市公園条例の一部改正について

高根沢町都市公園条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町都市公園条例の一部改正の概要について

1 改正理由

高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業地内（宝積寺一丁目）において、都市再生整備計画事業にて整備を行っていた公園2箇所について、令和4年度及び令和5年6月に工事が完了したことから、高根沢町都市公園として追加するものです。

2 改正内容

別表に以下のとおり名称及び位置を追加します。

- (1) 名称 街区公園Ⅱ  
位置 高根沢町宝積寺一丁目21番地
- (2) 名称 街区公園Ⅲ  
位置 高根沢町宝積寺一丁目4番地

3 施行日

公布の日から施行

4 公園の概要

【面積】

- (1) 街区公園Ⅱ 2,200.45 m<sup>2</sup>
- (2) 街区公園Ⅲ 2,999.65 m<sup>2</sup>

【主な施設】

- (1) 街区公園Ⅱ 広場、ぶらんこ、複合遊具、ベンチ、手洗い場、公園灯、植栽一式
- (2) 街区公園Ⅲ 広場、複合遊具、ベンチ、手洗い場、公園灯

高根沢町条例第 号

高根沢町都市公園条例の一部を改正する条例

高根沢町都市公園条例（昭和55年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
街区公園Ⅰ	高根沢町宝積寺二丁目4番地	街区公園Ⅰ	高根沢町宝積寺二丁目4番地
街区公園Ⅱ	高根沢町宝積寺一丁目21番地		
街区公園Ⅲ	高根沢町宝積寺一丁目4番地		

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

位置图

